

非弁問題の現状と対策

非弁行為とは、弁護士法 72 条が禁止する弁護士でない者が報酬目的で行う法律事務の取扱い行為又は訴訟事件や債務整理事件等の周旋行為を指す。

この非弁行為については従来、「事件屋」による法的紛争への介入が典型的なものとされていたが、近時では、インターネットの発展等により情報発信・広告が容易になり、弁護士でない者が開設した法律問題相談サイトなどに誘引されて、弁護士でない者に事件を依頼したり、弁護士の紹介を受けたりする事例が生じていると聞く。

このような非弁行為の跳梁を防ぐために、当会では非弁護士取締委員会が非弁被疑事案の調査等を行っている。ただ、非弁行為による被害を防ぐためには、非弁行為取締の委員会の活動のみでは足りず、我々弁護士自身が一般市民への周知活動、非弁護士取締委員会への情報提供等を積極的に行う必要がある。そして、そのためには非弁問題について十分な知識を有することが不可欠であることから、本特集で取り上げた次第である。

(志賀 晃, 白井 一廣)

非弁護士取締りの現状と課題

非弁護士取締委員会委員長 石本 哲敏 (42 期)



1 はじめに

非弁護士の取締りは、これを担当する非弁護士取締委員会の議事および議決が非公開とされているところから、会員に対する広報がほとんどなされておらず、なじみの薄い会員も多いことと思われる。

しかし、昨今のインターネットの普及に伴い、非弁護士による法律事務取扱や周旋の広告が極めて容易になされるようになり、非弁被疑事案の情報提供は、後に述べるようにむしろ多くなっている。

例えば、顧問先の不動産会社が新規事業として有償の賃料増減額交渉業務をインターネットで広告し

て行ったような場合は、非弁護士取締りの対象になることがあり、「弁護士会から調査開始通知を受けた」との相談を弁護士として受けることも考えられる。それだけでなく、その広告に、顧問弁護士として会員の名前が記載されていた場合には、ただちに会員自身の問題にまで発展しかねない。

このように、今や非弁護士取締りの問題は、会員にとって身近な問題になっているといえる。

そこで、本稿では、非弁護士取締りの概要を簡単に紹介したうえで、その現状と課題について考えてみたい。

2 非弁護士取締りの対象

当会の非弁護士取締委員会が取締りの対象としているのは、以下の3種類の事案である。

(1) 非弁護士の法律事務取扱または周旋事案 (弁護士法72条違反)

① 要件

- i 弁護士または弁護士法人でないものが
- ii 法定の除外事由もないのに
- iii 業として
- iv 報酬を得る目的で
- v 一般の法律事件に関する法律事務の取り扱い
または一般の法律事務の取り扱いの周旋をする
場合

※「業として、報酬を得る目的で」法律事務を取り扱う
のが禁止されているところがポイント。

※法定の除外事由としては、以下のようなものがある。

- (ア) 弁理士は、弁理士法6条の場合と特定侵害訴訟
についての訴訟代理権をもつ(弁理士法6条の2)。
- (イ) 司法書士は、簡易裁判所において請求額が140
万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権をもつ
(司法書士法3条1項6号)。
- (ウ) 税理士は、租税に関する事項について補佐人と
して裁判所において陳述をすることができる。
- (エ) 行政書士については、2014年6月に行政書士
法が改正され、行政庁に対する審査請求、異議申
立て、再審査請求等の不服申立て手続の代理権が
与えられることになった(行政書士法1条の3)。
- (オ) 債権回収会社(サービサー)は、法務大臣によ
る厳格な規制のもと、債権の回収業務を行うこと
ができる(債権管理回収業に関する特別措置法1
条、11条1項)。

② 罰則

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(弁護
士法77条3号)。

③ 趣旨

これは、弁護士が、基本的人権の擁護と社会
正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うこ
とをその職務とするものであり、そのため、弁護
士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、そ
の職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服
すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられ
ているところ、かかる資格を有さず、なんらの規
律にも服しない者が、自己の利益のため、みだり
に他人の法律事件に介入することを業とする行為
を放置すれば、当事者その他の関係人らの利益を
損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひ
いては法律秩序を害することになるので、これを
禁圧する必要があるとの趣旨に基づくものである
(最判昭和46年7月14日判決・刑集25巻690頁
参照)。

④ 裁判例1(最高裁平成22年7月20日判決・刑 集64巻5号793頁)

最高裁は、土地建物の売買等を営む被告人らが、
多数の賃借人の存在するビルについて、ビルオー
ナーから、その賃借人らと交渉して、賃借人らの
立ち退きの実現を図るという業務を、報酬を得る
目的で業として、賃借人らに不安や不快感を与え
るような振舞いをしながら行った事案で、被告人
らに弁護士法72条違反の罪の成立を認めた原審
判断を相当であるとした。

ここが
ポイント

地上げと非弁

本文の最高裁平成22年7月20日判決は、地上
げ(居住者や利用者を強引に立ち退かせ、細かい

土地をまとめて広い更地を確保すること、広辞苑第5版1129頁）交渉が弁護士法違反に該当しうるとして、不動産業者に対して大きなインパクトを与えた。

1980年代後半の土地バブルのころ、商業用地の地上げが盛んに行われた（北澤正敏「概説現代バブル倒産史」（商事法務研究会）19頁参照）が、その主役は、不動産業者であった。

現在では、上記判決の影響もあってか、賃借人の意思に反して明渡し交渉を敢行する不動産業者は多くはない。法的紛議を生ずることが避けられないような土地や建物の明渡し交渉は、弁護士の業務である。不動産業者が賃借人に対し不安や不快感を与えるような振舞いをしながら地上げ交渉を敢行するような場合、上記判決を示してその中止を促すなど、毅然とした対応をする必要があると思われる。

⑤ 裁判例2（富山地裁平成25年9月10日判決・判例時報2206号111頁）

本人訴訟による約1300万円の過払金返還請求の訴え提起が、その実質は司法書士による代理行為によるものであり、民事訴訟法54条1項本文、弁護士法72条に違反する違法なものであるとして、不適法却下された事例である。

司法書士には、一定の要件のもと、簡易裁判所における請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権が与えられる（司法書士法3条1項6号7号、同2項、裁判所法33条1項1号）が、これを超えるものについての権限はない。この裁判例は、司法書士の訴訟代理権や本人訴訟への助力の限界について判断したものとして注目されている。

なお、多重債務者の債務整理についての司法書

士の裁判外の和解権限について、受益説（弁済計画の変更によって得られる利益が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）と債権額説（裁判外の和解が不成立となった場合に通常される訴訟である貸金返還訴訟または過払い金返還訴訟において訴えで主張する金額が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）の対立がある。この点について、大阪高裁平成26年5月29日判決は、債権額説を採ったといわれている（NBL1031号65頁以下）。

ここが
ポイント

非弁行為の禁止と 非弁提携の禁止

非弁行為の禁止と似て非なるものとして非弁提携の禁止というものがある。弁護士法27条は、弁護士が非弁行為禁止規定等違反者から事件の周旋を受けること、非弁行為禁止規定等違反者に自己の名義を利用させることを禁止している。これが非弁提携の禁止である。

この非弁提携の禁止と非弁行為の禁止の大きな相違点は、その主体が「弁護士」か否かということにある。すなわち、弁護士でない者が、弁護士に対して、多重債務者など法律問題を抱える者を紹介し、その見返りとして紹介料・事務手数料等の名目で金銭を得ることは非弁行為禁止規定（弁護士法72条 なお罰則規定は弁護士法77条3号）違反となる。これに対し、弁護士が、弁護士でない者から依頼者を紹介してもらい金銭を支払ったり、弁護士でない者が集客した法律相談会で相談を受けて金銭を支払ったり、弁護士でない者に法律事務所の実権を握られ給与制で働いたりすることは非弁提携禁止規定（弁護士法27条 なお罰則規定は弁護士法77条1号）違反となるのである。

当会では、非弁行為の取締りは非弁弁護士取締委員会が、非弁提携弁護士に対する調査は非弁提携弁護士対策本部がそれぞれ担当している。

本年も、残念なことに、NPO法人から多重債務者を紹介され、債務整理をしたとして当会会員が非弁提携行為の弁護士法違反で起訴されたことが報道されている。

(2) 譲受債権回収事案(弁護士法73条違反)

① 要件

- i 他人の権利を譲り受け
- ii 訴訟、調停、和解その他の手段によってその権利の実行をすることを
- iii 業とする場合

※主体は非弁弁護士に限定されていない。

※債権回収会社(サービサー)については、法務大臣による厳格な規制のもと、弁護士法の特例として、譲り受けた債権の回収も認められている(債権管理回収業に関する特別措置法1条、11条1項)。

② 罰則

2年以下の懲役又は300万円以下の罰金(弁護士法77条4号)。

③ 趣旨

主として弁護士でない者が、権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法72条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止する(最高裁平成14年1月22日判決・判例時報1775号49頁)。

④ 裁判例(最高裁平成14年1月22日判決・判例時報1775号46頁以下)

ゴルフ会員権の売買等を業とする会社が、利益

を得る目的で、預託金の額を下回る金額でゴルフ会員権を譲り受け、ゴルフ場経営会社を被告として預託金の返還を求める訴訟を提起するという行為を反復継続する意思のもとに行うことが弁護士法73条に違反するか否かが争われた事案。最高裁は、形式的には他人の権利を譲り受けて訴訟等の手段によってその権利の実行をすることを業とする行為であっても、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法72条本文の非弁行為禁止を潜脱する行為をして国民の生活上の利益に対する弊害が生ずるおそれがなく、社会経済的に正当な業務の範囲内であると認められる場合には、弁護士法73条に違反するものではないと判示した。

この判決は、形式的には弁護士法73条違反の要件にあたる行為であっても、違法とはいえない場合があることを明示したものとして注目されている。

(3) 非弁弁護士虚偽標示事案(弁護士法74条違反)

① 要件(以下のいずれかに該当する場合)

- i 弁護士または弁護士法人でないものが、弁護士または法律事務所の標示または記載をすること
- ii 弁護士または弁護士法人でないものが、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示または記載をすること
- iii 弁護士法人でないものが、その名称中に弁護士法人またはこれに類似する名称を用いること

② 罰則

いずれも100万円以下の罰金(弁護士法77条の2)。

③ 趣旨

弁護士でない者による弁護士や法律事務所の名

称を僭称する行為、法律相談等を取り扱う旨の標示・記載をする行為を禁止することによって、国民が正規の弁護士や法律相談と誤認混同して不測の損害や不利益を被ることを未然に防止する（高中正彦「弁護士法概説（第2版）」（三省堂）364頁）。

④ 具体例

弁護士でない者（NPO法人など）が、ウェブサイトで、「〇〇法律相談所」などと標示して法律相談受任の誘因をしているケースが典型的である。

3 当会における非弁護士取締りの取組み

(1) 非弁護士取締委員会の概要

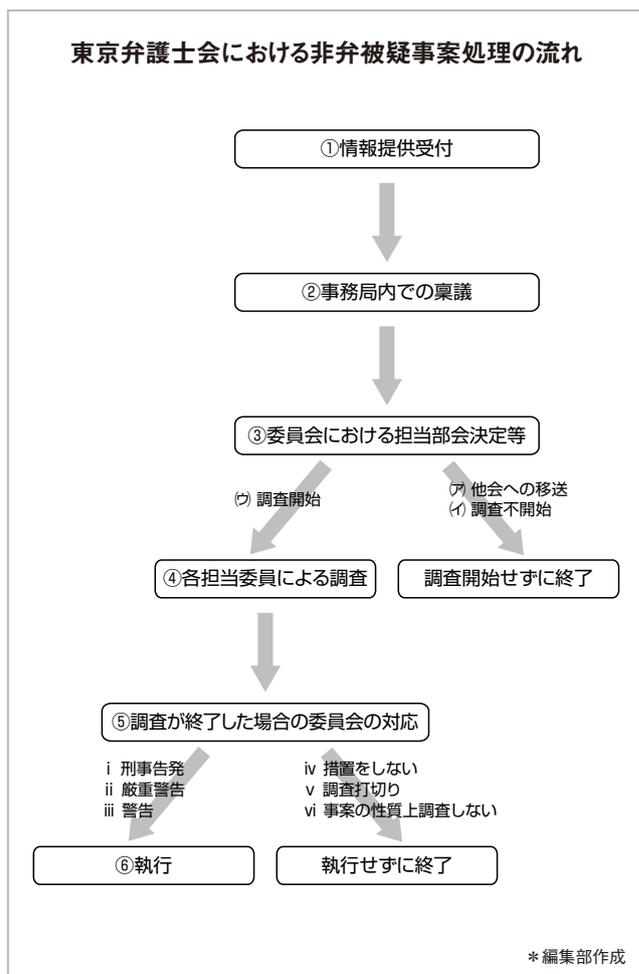
当会の非弁護士取締委員会は、委員定数80人のところ、2014年9月時点で53人（女性5人、男性48人）の委員が委嘱を受け、10人前後の委員からなる6つの部会に分かれて非弁被疑事実の調査を行っている。通常、各事件には主査1名と副査1ないし2名が選任される。委員会の副委員長が各部会長を兼任している。2014年6月時点における各部会の持ち事件数は、6～12件である。

(2) 非弁被疑事案処理の流れ

① 情報提供受付

一般市民および会員からの非弁被疑者事件の情報提供書の提出によるものが典型的であるが、当会ウェブサイト「ご意見・ご要望」欄への書き込み、匿名の投書、他の弁護士会からの調査依頼、消費生活センターからの情報提供等があれば、形式にかかわらず原則として受け付けている。

東京弁護士会における非弁被疑事案処理の流れ



情報提供を受け付けた時点で、事務局は、第一東京弁護士会（以下、「一弁」という）および第二東京弁護士会（以下、「二弁」という）事務局との間で情報交換を行い、他会にも情報提供がなされている場合には、東京三弁護士会合同非弁護士取締委員会に資料を回付し、同委員会で担当会を決めることになる。

なお、当会の非弁担当窓口は、司法調査課（電話03-3581-2207）である。

② 事務局内の稟議

当会で処理することになった情報のうち、すで

に調査中の非弁被疑者に関するものについては、担当委員に資料を回付する。新件については、事件番号を付して委員会に上程する。

③ 非弁弁護士取締委員会における担当部会決定等委員会では、以下のように新件を処理している。

(ア) 他会への移送（東京三会以外）

非弁被疑者の本拠地が東京以外の場所にある場合、地元の単位会で調査するのが便宜であるから、他会に移送する。

(イ) 調査不開始

提供された情報からは、非弁行為が認められない場合は、調査不開始とする。

(ウ) 調査開始・担当部会決定・委嘱

調査開始が相当であると認められる場合は、担当部会を決定して事件番号を付し、その部会で指名された主査および副査に対し、事件処理を委嘱する。

④ 各担当委員による調査

新件を委嘱された担当委員は、事件処理計画書を作成して委員会に報告し、事件処理計画が承認された場合には、関係者に対する事情聴取等の方法により、事案を調査する。事情聴取のための呼出状の例は右記のとおりである。

⑤ 調査が終了した場合の委員会の対応

担当委員が非弁被疑事案の調査をした場合は、事件処理報告書を作成して委員会に報告する。報告を受けた委員会は、調査が不十分である等の場合を除き、調査対象者に対する措置について決定する。

措置は、

- i 刑事告発
- ii 厳重警告
- iii 警告

東弁●●司調第●●号
●●●●年●●月●●日

● ● ● ● 殿

東京弁護士会非弁弁護士取締委員会
委員長 ● ● ● ●

事情聴取ご協力ご依頼

拝啓 時下ますますご清祥のことと拝察いたします。
東京弁護士会非弁弁護士取締委員会では、弁護士でない者が法律事務を取り扱うことを禁止した弁護士法72条等の趣旨を徹底するため、同条等の違反行為の実態把握とその対策を立案し、実施しています。
今般、貴殿が関わっている業務に関し、弁護士法に違反するのではないかと
の情報が寄せられており、調査を実施したいと考えております。
つきましては、公正な調査のために、是非とも、①貴殿の取り扱い業務内容、
②●●●●……、③●●●●……等について詳しいお話を伺いたく、本書により
連絡する次第です。場所は、弁護士会館事務局とさせていただきます、併せて
お願いいたします。
ご多用のところ恐縮ではございますが、弁護士法に基づく調査ですので、何
卒ご協力ください。
なお、本件は主査として●●●●弁護士、副査として●●●●弁護士が担当
いたします。

敬具

記

日 時 ●●●●年●●月●●日●●日●●日 午前●●時～午後●●時
※ なお、所要時間は念のため2時間をご予定ください。
※ 上記候補日が差し支えの場合は、代替日を3候補お知らせください。

場 所 東京弁護士会事務局（司法調査課）
東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階

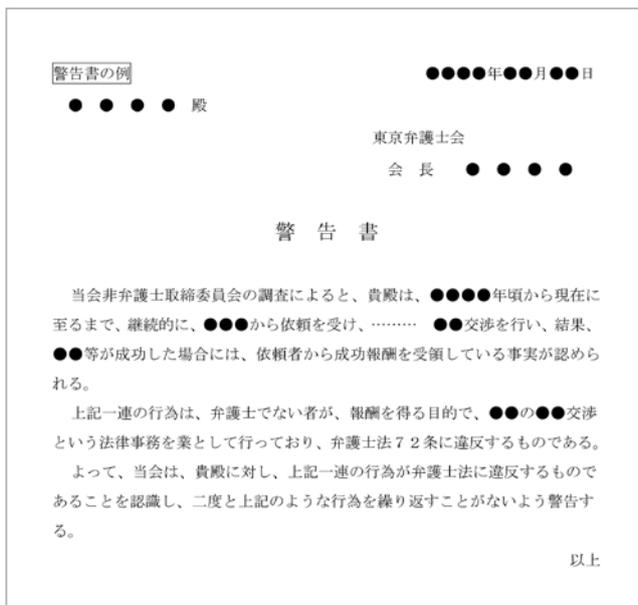
以上

【本件に関する連絡先】
東京弁護士会 事務局 司法調査課 TEL03-3581-2207

- iv 措置をしない
- v 調査打ち切り
- vi 事案の性質上調査しない

の6種類である。

なお、調査の過程で、調査対象者が非弁行為をしないことを誓約する場合は、誓約書の提出を受け、措置をしないことを決定する場合もある。また、調査の過程で、ウェブサイトの問題のある記載が削除されたような場合には、それ以上の措置をする必要がなくなるので措置をしないことを決定することがある。



⑥ 措置の執行

刑事告発、嚴重警告および警告の執行は、理事会の決議を受けて会長名で行っている。刑事告発は捜査機関に告発状を提出する。嚴重警告および警告は原則として調査対象者を呼び出し、委員長から警告書（上記警告書の例参照）を手交して執行する。

(3) 東京三弁護士会合同非弁弁護士取締委員会（三会非弁）

① 三会非弁とは

非弁活動に関する情報提供は、当会だけでなく一弁や二弁に対してもなされることがある。この場合、東京三会のなかで担当会の調整をする必要があるため、三会非弁の会議が年6回程度開催されている。2014年度は当会が担当会である。担当会の委員長が、三会非弁の委員長を兼任するのが通例となっている。

② 概要

三会非弁の委員は40名、うち20名が当会の委員である。事件の配点は、原則として当会→一弁→二弁の順で行うが、会員が関係している場合はその会員の所属会が、以前に調査を終了した事案について再度の情報提供があった場合には、以前の担当会が担当することになっている。

③ 活動

三会非弁は、三会非弁案件について、各会からの調査結果報告を受けて措置に関する審議・議決を行い、処分を執行している。三会非弁で行う警

ここがポイント

単位会に情報提供するか三会非弁に情報提供するか

三会非弁案件における警告・刑事告発等の措置は、三會会長の連名による書面で行われる。

三会非弁案件は、当会が調査担当になった場合を例にとると、三会非弁で配点→非弁弁護士取締委員会で担当委員決定・委嘱→調査→非弁取締委員会で措置について審議・議決→三会非弁で審議・議決→措置等、という流れで処理が進む。三会非弁は2か月に1回しか開催されないから、配点と措置の2回、三会非弁で

検討する分、単位会単独のものより数か月余分に時間がかかる。さらに、措置内容が警告や刑事告発であった場合、三會会長の連名で執行するため、各単位会の理事会を経て、月1回の三會理事会で審議議決されなければならない。このため、数か月余分に時間がかかる。非弁活動についての情報提供を三会非弁に対して行う場合は、こうした手続的時間的な問題も念頭においていただければ幸いである。

表 当会非弁護士取締委員会における近年の係属事件数

| 年度 | 情報受付 | 前年度引継 | 調査開始 | 調 査 終 了 | | | | | | 次年度引継 |
|------|------|-------|------|---------|------|-----|-----------------|--------------------------|----------------|-------|
| | | | | 刑事告発 | 嚴重警告 | 警 告 | 措置しない (含誓約書) | 調査打切 (含経過観察 ・調査不能) | 調査しない (含移送) | |
| 2011 | 41 | 49 | 24 | 3 | 0 | 0 | 14 | 9 | 0 | 47 |
| 2012 | 64 | 47 | 27 | 2 | 0 | 0 | 12 | 7 | 1 | 52 |
| 2013 | 93 | 52 | 13 | 0 | 0 | 0 | 15 | 8 | 0 | 42 |

【注】1 当会非弁護士取締委員会事務局調べ。
2 年度は各年の4月1日から翌年の3月31日までを基準とする。
3 日弁連の担当委員会は、「業際・非弁・非弁提携等対策本部」であるが、各単位会における非弁護士取締についての統計資料の収集はしていない。

告・刑事告発等の措置は、三會會長名で行われる。各會单独では調査が難しい案件については各會から委員を選出して合同調査PTを立ち上げて調査を行ったり、隣接士業問題についての調査・検討を行ったりしている。さらに、警視庁（生活安全部および組織犯罪対策部）や東京地方検察庁（特別捜査部直告班）への訪問、NTTタウンページのチェック（弁護士欄に非弁護士が掲載されようとしている場合にこれを削除する）なども行っている。

きいと思われる。具体的には、非弁の疑いのあるインターネット広告を発見したとして、URLとコメントを付した情報提供がしばしば寄せられている。件数の増加は、複数の情報提供者から同一の非弁被疑者についての情報が寄せられることがあることにも起因していると思われる。当委員会では、各非弁被疑者ごとに調査開始をするかどうかを決している。もともと、インターネットの情報からだけでは非弁行為を認定することが困難なことが多く、委員会の審議により調査不開始となるケースも少なくない。

② 事案の内容

最近目立つのは賃料減額業務事案である。インターネットに広告を出して賃料減額交渉を行うことを宣伝している会社について、多くの通報が寄せられた。隣接士業事案も相変わらず多い。隣接士業がそれぞれの業務範囲を超えて法律事務を扱っているとの通報による。インターネット広告によるものと、会員の相手方として事件に関与したといった情報提供が多い。また、「〇〇センター」などと称する団体が、インターネット広告で債務整理の相談を受け付けているとの情報提供も毎年寄せられている。

4 非弁護士取締りの現状と課題

(1) 当会非弁護士取締委員会における近年の係属事件数

上記表のとおりである。

(2) 最近の傾向と課題

① 情報提供の件数

ここ数年で、情報受付数が大幅に増加している。これは、当会ウェブサイトの「ご意見・ご要望」欄への書き込みによる情報提供の増加によるものが大

③ 貸金業者からの通報

最近、貸金業者から、非弁護士法律事務周旋事案や非弁提携が疑われる事案についての情報提供がまとめてなされている。情報として有用なものもあるが、いずれも、情報の出所を秘匿して欲しいとの条件付なので、調査をするには具体的根拠に乏しくなってしまう。残念ながら、こうした情報だけから調査を開始することは難しい。

(3) 当会非弁護士取締委員会の最近の活動

非弁護士取締委員会では、個々の非弁被疑事件の取締り以外にも、以下のとおり活発な活動をしている。

昨年度は不動産業者による滞納賃料回収業務について検討し、日弁連に提案書を提出した。今年度は、三会非弁の行政書士PTに委員を派遣して行政書士による非弁事案の情報収集・調査・研究を行っている。

5 会員へのお願い

(1) 非弁被疑事案を発見した場合

非弁被疑事案を発見した場合は、右記の雛型（当会のウェブサイトにも掲載されている。http://www.toben.or.jp/pdf/hiben_jyouhou_teikyousyo.pdf）を参照するなどして情報提供書を作成し、証拠資料を付けて、当会事務局（担当は司法調査課 電話03-3581-2207）に提出していただきたい。特に、事件の相手方に非弁護士が関与していた場合は、具体的な被害が発生しているといえるので、会による取締りの必要性が高いうえ、調査が円滑に進むことが多い。

雛型

平成 年 月 日

非弁被疑者事件の情報提供書

非弁被疑者事件情報提供者
(住所・氏名・電話番号)

1. 非弁被疑行為者（複数いる場合は全て記入して下さい。）
(・住所・氏名・団体名・判明している担当者・電話番号・連絡先)
2. 本情報提供者と非弁事件による被害者が異なる場合は、被害者ご本人に関する情報
(・被害者の氏名・被害者の住所、連絡先電話番号・本情報提供者と被害者が異なることになった理由)
3. 非弁被疑行為の概要
(出来るだけ詳しくお書きください。
適用条文に当てはめて記載して頂けると幸いです。)
4. 非弁被疑行為を知ることになった経緯
(時系列順に、出来るだけ詳しくお書きください。)
5. 本情報提供書に添付された資料の説明及び入手した経緯
6. 本情報提供に至るまでに調査された内容、及び、被害者の被害回復のためにとった法的手続き、相手方への申し入れ内容
7. その他
(本情報提供において、付加すべき事情、言っておきたい事)

- * 本来、形式は自由ですから、この雛型は見本です。
自由に記載して頂いて構いません。事実を分かりやすく記載して下さい。
- * あくまでも、ご提供頂いた情報を元に、非弁被疑行為の調査を行うものです。
非弁被疑行為により受けられた被害回復は行ないませんので、ご留意下さい。
- * 当会には捜査権はないため、当委員会の調査は強制力がないものです。
そのため、調査の結果については時間がかかる場合があり、また、非弁行為であるとの断定が困難な場合もありますので、ご了承ください。

【提出先】

〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 東京弁護士会 司法調査課宛
TEL.03-3581-2207 FAX.03-3581-0865

(2) 非弁護士取締委員会へのお誘い

非弁護士の取締りに興味のある会員は、是非、非弁取締委員会に参加していただきたい。非弁護士の取締りは、弁護士自治の根幹を担うものであるうえ、市民を非弁護士の法律事務取扱等による被害（無責任な事件処理や、高額な報酬搾取など）から守るという重要な意味がある。いわゆる実務委員会なので、委員会に出席していればよいというものではなく、部会に所属して非弁被疑者に対する調査等を担当していただく場合もあるが、その活動は、委員自身の事件処理にも役に立つことがあるはずである。

コラム

非弁護士取締委員会の活動から

重要かつ難しい判断, 弁護士法の解釈論が必要に

非弁護士取締委員会副委員長 伊庭 潔 (60期)

非弁行為の調査では、調査対象者を弁護士会に呼び出すなどして、事実関係の確認を行うことになる。調査対象者の多くは、弁護士会に呼び出されたことにより緊張しており、大抵、我々の調査には協力的である。

しかし、なかには反抗的な業者もあり、そのような相手には、普段の弁護士業務での経験を活かして、なだめたり、すかしたりしながら調査を進めている。

非弁の調査では、被疑事実が非弁行為に当たるかどうかの判断が一番重要である。そのためには、事実認定はもとより、弁護士法の解釈論も必要となってくるので、その判断は意外に難しい。

近時、隣接士業の者が弁護士の業務領域に入り込んでくるケースが増えており、非弁委員会が担う役割も増している。非弁委員会の活動は、国民へ質の高い法的サービスを提供するために行っているものであり、非常にやり甲斐があると感じている。

公益的目的の実現に携われることにやり甲斐

非弁護士取締委員会委員 皆 真希 (56期)

弁護士法72条（非弁行為の禁止）は、法律秩序全般の維持、確立を目的とする公益の規定であるとされている。委員会の活動は、日常の弁護士業務には必ずしも直結しないが、非弁行為を取り締まるといふ公益的目的の実現に携わることができて、やり甲斐が感じられる。

具体的には、非弁行為の疑いがある事件について、二人一組で担当が割り振られる。担当になれば調査せざるを得ないため、委員会の活動をしている！という実感が持てる。また、普段お仕事を一緒させていただく機会のない委員と組んで調査にあたるのも新鮮である。

委員会では、各担当が調査した結果を報告し合い、活発な議論が繰り広げられる。中には非弁行為なのか微妙な案件もあり、委員の方々のご意見がとても勉強になる。

何をやっているのか分かりづらい委員会かもしれないが、その活動はなかなかおもしろい。特集を機に、より多くの会員に興味を持っていただけたらうれしいかぎりである。